

## 山ノ内町耐震改修促進補助事業の要旨(令和2年度現在)

東日本大震災などでは想定以上の大規模地震が発生し、住宅等に大きな被害をもたらしていることから、町では耐震診断事業および耐震改修事業の要綱の改正を行いました。

昭和56年5月31日以前に着手した町内にある次の種別の建築物について補助金等の交付の対象となりますので耐震化を進めましょう。

該当となる要綱と支援内容

### ○山ノ内町住宅及び避難施設耐震診断事業実施要綱

- ・木造住宅および避難施設の耐震診断事業

### ○山ノ内町住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱

- ・非木造住宅および特定既存耐震不適格建築物（ホテルと旅館のみ）耐震診断事業補助
- ・木造、非木造住宅の耐震改修事業補助
- ・避難施設の耐震改修事業補助（避難施設：町の防災計画に記載の施設）
- ・特定既存耐震不適格建築物（ホテルと旅館のみ）の耐震改修事業補助
- ・要緊急安全確認大規模建築物（ホテルと旅館のみ）の耐震改修事業補助

種 別		耐震診断事業		耐震改修事業	
		補助限度額	公費負担	補助限度額	公費負担
木造住宅	住宅のみ	65,000円	全額公費負担	100万円	改修事業費の1/2以内 (現地建替可)
非木造住宅	住宅のみ	90,000円	事業費の2/3以内		
避難施設	木造・非木造とも	-	全額公費負担	2,000万円	51,200円/㎡の3分の2以内
特定既存耐震不適格建築物	ホテル・旅館のみ	面積による基準額 (※1・2)	基準額の2/3以内	300万円	51,200円/㎡の3分の2以内
要緊急安全確認大規模建築物				2,000万円 + 耐震対策 緊急促進事業	51,200円/㎡の100分の23以内

※1：①1,000㎡以内の部分 3,670円/㎡、②1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分 1,570円/㎡  
③2,000㎡を超える部分 1,050円/㎡ ①+②+③の合計額

※2：設計図書の復元、第三者機関の判定等を行う場合は1,540千円を加算